

令和6年11月1日より改正道路交通法が施行され自転車運転中にスマートフォン（スマホ）等を使用する「ながら運転（ながらスマホ）」と「酒気帯び運転」に関する罰則が自転車にも適用されるようになりました。

今回はその中の「ながらスマホ」について取り上げます。

ながらスマホは**罰金・懲役**です！

今回改正された「道路交通法第71条第5号の5」は、運転中の携帯電話などによる通話や画像表示装置の注視の禁止について規定されています。

以前は自動車の運転中のみ適用されていましたが、令和6年11月1日からは、自転車の運転中においても罰則が適用されるようになりました。



ポイントは主に**三つ**

通話

運転しながら
携帯電話を手に持って
通話する

画面注視

運転しながら
携帯電話を注視する
(目安 2 秒以上)

保持

携帯電話を手に持って
運転する

自転車運転中に「ながらスマホ（話しながら・見ながら・持ちながら）」をした場合
6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

これに加え3年以内に2回連続して、自転車を運転して取り締まりを受けた場合、
都道府県公安委員会から**自転車運転者講習**の受講が命令されます。

走行中スマホホルダーに設置された、 スマホで地図を確認するのは「画面注視」にあたりません

自転車にスマホホルダー等で取り付けられた、スマホの一時的な画面の確認は罰則の対象になりません。扱いとしては、車のカーナビを確認するのと同じ扱いです。

しかし画面を注視して危険運転あるいは、事故を引き起こしたと判断をされてしまうと罰則が適用されます。

自動車よりも乗り降りが手軽な自転車なので、もし操作する必要があるなら、安全な場所に止まって行いましょう。



法令改正後も使える!! スマートフォンホルダー

iH-700

自転車等のハンドルに簡単装着できる スマートフォンホルダー

多種多様なスマホの大きさに対応するスマホホルダーです。一度上下のアームをセットしてしまえば、ワンタッチでスマホを取り付ける事ができます。左右スライドにはロック機構が搭載しています。

独自の3点支持設計の為、ボタンや充電ポートを塞ぐことが無く、スマートフォンの操作の妨げになりません。



希望小売価格 6,050円(税込)

スマートフォン
装着可能サイズ

高さ 123~170mm
幅 55~85mm
厚さ 6~18mm

クランプ対応直径 22~35mm

重 量 181g



←縦横は工具なしで
360度回転させられる

iH-220/iH-520

選べる二種類のクランプ

自転車のハンドルに取り付けるクランプ部分がそれぞれ違うものを採用し、iH-220は脱着が容易な「SMクランプ」、iH-520はしっかりと取付ができる「LWクランプ」を使用しています。

スマートフォンを取り付ける本体部分は、下側のアームを付属の下側延長アームに取り替えることにより、様々な大きさのスマートフォンに対応することができます。



希望小売価格

iH-220 4,620円(税込)
iH-520 5,060円(税込)

スマートフォン
装着可能サイズ

高さ 98~163mm
幅 50~85mm
厚さ 6~18mm

クランプ対応直径

iH-220-S 22~29mm
iH-220-M 28~35mm
iH-520-STD 22~29mm
iH-520-OS 28~35mm

重 量

iH-220-S 145g
iH-220-M 146g
iH-520-STD 120g
iH-520-OS 121g



↑左iH-220 右iH-520
同じ種類のクランプでも、取り付ける対象
によって大きいクランプと小さいクランプ
がある。

今回は11月の法令改正と、スマートフォンホルダーについて取り上げました。この法令に限らず道路交通法はみなさんの命を守るためのルールです。自転車に乗るときも自動車に乗るときも、安全第一でサイクリングを楽しみましょう。

MINOURN

〒503-2312 岐阜県安八郡神戸町下宮134-1
TEL (0584)27-3131 / FAX (0584)27-7505
www.minoura.jp / infodesk@minoura.jp